光証券株式会社

お知らせ

「最良執行方針」改定のご案内

拝啓

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

早速ですが、令和 5 年 12 月より、下記のとおり弊社の「最良執行方針」を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当改定によるお客様の手続き等はございませんのでご安心ください。

弊社は当方針に基づき、お客さまからのご注文については最良の取引の執行に努めて参ります。

今後とも引き続き、ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点などございましたら、弊社営業担当まで何なりとお問い合わせくださいませ。

敬具

記

※下線部改正箇所

当社の最良執行方針

平成 17 年 4 月制定 <u>令和 5 年 12 月改正</u>

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF(株価指数連動型投資信託受益証券)及びRE IT(不動産投資信託の投資証券)等で、金融商品取引法施行令第16条6に規定される「上場株券等」
- (2) 当社では、金融商品取引法第 67 条 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」のお取扱いは致しませんので、注文はお受けしておりません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。

(1)上場株券等

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、PTS(私設取引システム)への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。

- ① お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。
- ② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。
 - (a) 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合(単独上場)には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。
 - (b) 複数の金融商品取引所市場に上場(重複上場)されている場合には、お客様の注文の執行時点において、時事通信社の優先市場を利用した情報端末(当社の本支店の店頭で御覧いただけます。) に対象銘柄となる証券コードを入力して検索した際には、画面上に選定された金融商品取引所市場が、判別可能なように表示されますので、該当する金融商品取引所市場(当該市場は、同社所定の計算の方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。) に取り次ぎます。なお、個別銘柄の具体的な市場については、当社の本支店にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。

光証券株式会社

- (c) (a)又は(b)により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、 当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。
- (d) 有効期限が指定された注文については、注文受注時に(b)の方法により選定された市場にて有効期限内に執行します。 執行市場の確認および変更をご希望の場合には、お取引店までご連絡ください。

3. 当該方法を選択する理由

(1)上場株券等

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

なお、PTSを含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられます。当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要がありますが、社内で検討した結果、システム開発等を行うことによりお客様にお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えています。システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客様にとっては、複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、PTSへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の金融商品取引所市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断されます。

4. その他

- (1)次に掲げる取引については、2.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。
 - ① お客様から執行方法に関するご指示(当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等)があった取引当該ご指示いただいた執行方法
 - ② 投資一任契約等に基づく執行当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法
 - ③ 単元未満株の取引 単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法
 - ④ 制度信用取引をご利用される場合には、新規建ての制度信用取引を執行した市場においてその反対売買を執行する方法
- (2)システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。 その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘 案して執行する義務となります。

したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上

お問合せ先

「神戸本店」 TEL: 078-391-2305 「夙川支店」 TEL: 0798-74-5100

[倉敷支店] TEL: 086-422-5555 [網干支店] TEL: 079-272-0281

[小野支店] TEL: 0794-63-2681 [カスタマーサービス部] TEL: 0120-078-515